

作成年月日	平成 18 年 7 月 24 日
作成部局 課室名	健康生活部環境管理局 大気課

## 「新兵庫県地球温暖化防止推進計画」の改訂

### 1 計画改訂にあたっての基本的な考え方

#### (1) これまでの経緯

環境の保全と創造に関する条例（以下「条例」という。）に基づき、平成 12 年 7 月に、「新兵庫県地球温暖化防止推進計画（以下「推進計画」という。）」を策定し、平成 22 年度における温室効果ガスの排出量を平成 2 年度に比べて 6 %削減する目標を定め、県民、事業者、行政が一体となって地球温暖化対策を推進してきた。この推進計画は、各主体の役割に応じて取り組むべき具体的な行動計画となるもので、その取り組むべき行動の目安を 必ず実行してほしいもの できる限り実行してほしいもの できれば実行してほしいものという 3 段階に分類し、それぞれのレベルに合わせて取組を進めるものとした。

#### (2) 推進計画改訂の理由

##### ア 推進計画策定後の本県独自の取組

平成 15 年 10 月に条例を改正し、一定規模以上（燃料等・電気の使用量 1,500 ㌔ㇾ以上（原油換算））の事業所を対象とした温室効果ガス排出抑制計画の策定及び措置結果報告の義務化による事業者の自主的な取組を推進する。

「低公害車 100 万台作戦」、「グリーンエネルギー 10 倍増作戦」による温室効果ガス排出削減対策を推進する。

環境保全活動・環境教育推進法に基づき平成 17 年度に「兵庫県環境学習環境教育基本方針」を定め、地球温暖化問題の重要性を認識・理解し、地球温暖化防止のための行動が日常生活において身に付くよう環境学習・教育を推進する。

##### イ 国の動向

平成 17 年 2 月「京都議定書」の発効（平成 14 年 6 月締結）を受け、5 月に「京都議定書目標達成計画」を定め、産業、民生部門、運輸部門ごとにより具体的な排出削減方策を定めるとともに国や地方公共団体などの基本的役割を明確化した。

##### ウ 推進計画の改訂

推進計画策定後に県が実施してきた温室効果ガス排出削減のための先進的な取組を推進計画に反映させるとともに「京都議定書目標達成計画」で定められた県の基本的役割を盛り込み、国の温暖化防止対策と連携し、県としての温室効果ガス排出削減対策を進めていくために推進計画の改訂を行ったものである。

なお、今回の改訂では目標達成に向け、5 つの視点を中心に展開していくこととしている。

## 2 兵庫県における温室効果ガスの排出状況と将来推計

兵庫県における温室効果ガスの排出量は、平成 14 年度には、73,991kt-CO<sub>2</sub>と基準年度（平成 2 年度）に比べて、1.3%増加している。また、平成 16 年度に計画について検証を行ったところ、温暖化防止対策が現状で推移した場合、平成 22 年度における県下の温室効果ガス総排出量は、基準年度に比べて 3.1%の増と見込まれる。

表 1 本県の温室効果ガス排出量の現況と将来推計

		基準年(平成 2 年)度 (1990)注 1 (kt-CO <sub>2</sub> )	平成 13 年 度(2001) (kt-CO <sub>2</sub> )	平成 14 年 度(2002) (kt-CO <sub>2</sub> )	平成 22 年 度(2010) 現状対策 (kt-CO <sub>2</sub> )	増加率：H 2 H 22 (%)	
						区分内	
CO <sub>2</sub>	産業	47,670	47,839	48,294	43,833	8.0	2.5
	民生(家庭)	5,991	6,778	7,226	8,937	49.2	
	民生(業務)注 3	2,490	2,548	2,741	4,091	64.3	
	運輸	8,613	8,894	9,048	9,835	14.2	
	エネルギー転換 等注 4	3,476	2,825	2,867	3,355	3.5	
	計	68,240	68,884	70,176	70,051	2.7	
メタン、一酸化二窒素、フロン類		4,793	3,732	3,814	5,208	0.6	
合計		73,033	72,615	73,991	75,259	3.1	
基準年度比(%)		-	0.6	1.3	3.1	-	

注 1：( )内は西暦

注 2：産業部門の平成 22 年度の温室効果ガス排出量には、条例対象事業所から提出された排出抑制計画を集計した結果を反映している。

注 3：民生部門業務系には、事務所、卸・小売業、飲食店、宿泊施設、学校、病院等が含まれる。

注 4：エネルギー転換等には廃棄物部門が含まれており、平成 22 年度の温室効果ガス排出量が減少しているのは平成 2 年度に比べて廃棄物の焼却量が減ることによる。

## 3 京都議定書目標達成計画を踏まえた兵庫県の削減目標

県は、平成 22 年度における温室効果ガス排出量を基準年度（平成 2 年度）比 6 %削減することを目標としているが、平成 22 年度における温室効果ガス排出量が基準年度に比べて 3.1%増加すると予測されるので、合計 9.1%の削減が必要となっている。

このうち森林吸収と京都メカニズムについては、全国レベルで実施し、評価すべきものであることから、温室効果ガスの排出削減は、国と同様、9.1%から 5.5%分を差し引いた 3.6%以上の削減が必要となっている。

表2 区分毎の温室効果ガス削減内訳

		県		国	
		新兵庫県地球温暖化防止推進計画(見直し(案))		京都議定書目標達成計画	
目標		平成22(2010)年度の温室効果ガス排出量を、平成2(1990)年度に比べて6%削減		平成20~24(2008~2012)年の第1約束期間に基準年から6%削減	
2010年度の温室効果ガス排出量(推計)		平成2(1990)年度に比べて3.1%増加		基準年に比べて6.0%増加	
2010年度における要削減量		▲9.1%		▲12.0%	
(内訳)	森林吸収源	▲3.9%	▲5.5%	▲3.9%	▲5.5%
	京都メカニズム	▲1.6%		▲1.6%	
	温室効果ガス	▲3.6%		▲6.5%	

#### 4 対策の推進

以下の5つの視点を中心に展開する。(別紙1)

- (1) 条例による排出抑制計画に基づく削減対策の促進
- (2) 家庭や企業における省エネルギー行動等の推進
- (3) 自治体による率先した取組の推進
- (4) 自動車から排出される二酸化炭素排出抑制のための施策の推進
- (5) グリーンエネルギーの導入促進

#### 5 6%削減目標達成の見込み

今回改訂を行った計画に掲げる施策を着実に実施することにより削減目標 3.6% (2,629kt-CO<sub>2</sub>) を上回る 3.8% (2,773kt-CO<sub>2</sub>) の削減が見込まれる。

表3 部門別温室効果ガス削減量(詳細は別紙2)

部門	主な施策	削減量 (kt-CO <sub>2</sub> )	割合 (%)
産業	条例による取組(対象追加)	598	0.8
民生(家庭)	省エネ機器の導入促進	840	1.0
	省エネ住宅の導入促進	327	0.5
民生(業務)	条例による取組(対象追加)	13	0.02
	省エネ機器の導入促進	142	0.2
運輸	条例による取組(新規)	51	0.07
	低公害車等の普及拡大	354	0.5
	貨物輸送の効率化の推進	192	0.3
グリーンエネルギー	グリーンエネルギー10倍増作戦	78	0.1
フロン等3ガス	代替フロン類の回収・破壊促進	178	0.2
合計		2,773	3.8

## 6 地球温暖化対策の持続的推進方策

### (1) 目標達成に向けた推進体制

庁内設置の「環境適合型社会形成推進会議」において計画の進捗状況を点検し、必要に応じて推進計画の見直しを行う。

### (2) 各主体が一体となった対策の推進

各主体の役割を定め、連携し実施していくことで、効果的な対策を推進する。

### (3) 情報公開

県は県内の温室効果ガスの排出状況や推進計画の進捗状況の点検結果を情報公開し、市町においても温暖化防止の実行計画の進捗状況を公開する。

また、事業者においても温室効果ガス排出量や排出抑制に関する取組の状況を公開するよう努める。

## 7 パブリックコメントの結果

### 1 意見募集期間

平成 18 年 4 月 27 日～ 5 月 17 日

### 2 意見の提出件数 51 件（9 名）

### 3 提出された意見等に関する考え方

環境適合型社会形成推進会議地球温暖化部会員の意見も聴取し、以下のとおり整理した。

意見を推進計画（案）に反映	1 件
推進計画（案）に既に盛り込み済み又は実施済み	41 件
事業実施の上での検討事項	2 件
対応困難	3 件
推進計画（案）と直接関係のない意見	4 件

#### [意見を推進計画（案）に反映]

意見の概要	修正箇所
車道に並行して、自転車専用道路を設置して、自転車の普及を図る。	本文 P17「3-2-1-(4)- 自転車利用の促進」に意見を反映する。

#### [事業実施の上での検討事項]

意見の概要	事業実施の中での検討事項
福祉施設等県から補助金を交付して建設する建物については、省エネ機器の導入を補助金支給の条件にするべきである。	本文 P15「オフィス・店舗等における省エネ機器の導入促進」に関する事業実施の中での検討事項とする。
県内公共機関でサマータイムの導入をテスト的に行う。	県民の理解が得られるか見極めながら検討する。